

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.98 2018/1/24

#### 1 「食品表示基準について」の一部改正について

1月19日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

アレルギーを含む食品の表示については、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）の「別添 アレルギーを含む食品に関する表示」において、「特定原材料に準ずるもの」を使用しているか否かを表示することが望ましいとしてきたところ、今般、当該表示方法等を明確にし、アレルギー疾患を有する者の正確な判断に資するため、「表示するよう努めること」と通知の一部を改正した。

また、食品表示法施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準の解釈を本通知において明確化すべきと判断した点等についても、併せて別紙新旧対照表のとおり改正した。

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods\\_index\\_18\\_180119\\_0007.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_180119_0007.pdf)

新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods\\_index\\_18\\_180119\\_0008.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_180119_0008.pdf)

同日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県食品表示担当部（局）長宛「食品表示基準Q&A」の一部改正について通知した。そのお主な内容は次のとおり。

平成29年9月1日に、新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第43号）が施行された。

新制度の施行から3か月が経過し、施行後の制度説明会での質疑等を踏まえ、解釈を明確化すべきと判断した点について、「食品表示基準Q&A」の一部を改正しました。また、その他事業者等からの問合せを受け、本Q&Aにおいて明確化すべきと判断した点等についても、併せて別紙新旧対照表のとおり改正した。次の点が改正されている。

（加工-244）詰め合わせ食品の表示方法について教えてください

（原原-43）輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods\\_index\\_18\\_180119\\_0021.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_180119_0021.pdf)

新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods\\_index\\_18\\_180119\\_0022.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_180119_0022.pdf)